

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期																								
所得税・個人住民税	I. 住宅・土地税制 〔住宅税制〕	<p>1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除</p> <p>(1) 平成 21 年～平成 25 年までの間に居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除期間を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の 年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>10年間</td> <td>5,000万円</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>10年間</td> <td>5,000万円</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>10年間</td> <td>4,000万円</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>10年間</td> <td>3,000万円</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>10年間</td> <td>2,000万円</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	平成21年	10年間	5,000万円	1.0%	平成22年	10年間	5,000万円	1.0%	平成23年	10年間	4,000万円	1.0%	平成24年	10年間	3,000万円	1.0%	平成25年	10年間	2,000万円	1.0%	※付録①参照
		居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率																						
		平成21年	10年間	5,000万円	1.0%																						
		平成22年	10年間	5,000万円	1.0%																						
		平成23年	10年間	4,000万円	1.0%																						
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%																								
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%																								
<p>(2) 平成 21 年～平成 25 年までの間に長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの(以下「認定長期優良住宅」という。)の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の 年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>10年間</td> <td>5,000万円</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>10年間</td> <td>5,000万円</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>10年間</td> <td>5,000万円</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>10年間</td> <td>4,000万円</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>10年間</td> <td>3,000万円</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	平成21年	10年間	5,000万円	1.2%	平成22年	10年間	5,000万円	1.2%	平成23年	10年間	5,000万円	1.2%	平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	※付録①参照		
居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率																								
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%																								
平成22年	10年間	5,000万円	1.2%																								
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%																								
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%																								
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%																								
<p>(3) 住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が、その居住の用に供した日からその年(以下「当初居住年」という。)の 12 月 31 日までの間に勤務先から転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその住宅をその者の居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し、再び当該住宅に入居した場合には、当初居住年において居住の用に供していたことを証する書類の提出等の一定の要件の下で、その住宅の取得等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用年のうちその者が再び入居した日の属する年(以下「再入居年」という。)以後の各適用年(その再入居年にその住宅を賃貸していた場合にはその再入居年の翌年以後の各適用年)について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる措置を講ずる。</p>	平成 21 年 1 月 1 日以後に自己の居住の用に供しなくなった場合について適用																										
<p>(4) 居住者がその所有している家屋につき、居住の用に供する前に増改築等をして、6ヶ月以内に居住の用に供した場合には、その増改築等について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる措置を講ずる。</p>	増改築等をした居住用家屋を平成 21 年 1 月 1 日以後に自己の居住用に供する場合につき適用す																										
<p>(5) 2以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置その他所要の措置を講ずる。</p>																											

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔住宅税制(続)〕	<p>(6) 個人住民税における住宅借入金等特別控除制度(後述)の創設に伴い、給与所得の源泉徴収票の記載事項について、所要の整備を行う。</p> <p>※ 省エネ性能に優れた住宅に関する住宅ローン減税の取扱いについては、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p> <p>2. 長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設</p> <p>(1) 居住者が、国内において、住宅の用に供するの長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの(以下「認定長期優良住宅」という。)の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして同法の施行日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合(その新築等の日から6ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、一定の要件の下で、その認定長期優良住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用相当額(その金額が1,000万円を超える場合には1,000万円とする。)の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除(その控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除)する。</p> <p>(注1) 標準的な性能強化費用相当額とは、認定長期優良住宅の構造の区分ごとに、長期優良住宅の認定に係る耐久性、耐震性、省エネ性能、可変性、更新の容易性等の項目ごとにその基準に適合するために必要となる標準的な費用を基に定められた金額に、その認定長期優良住宅の床面積を乗じて計算した金額をいう。</p> <p>(注2) その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用しない。</p> <p>(2) 上記(1)の税額控除は、確定申告書に、その控除に関する明細書並びに長期優良住宅建築等計画の認定書の写し及び登記事項証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用するものとする。</p> <p>(3) 上記1. の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とするほか、居住用財産の買換え等の特例制度との重複適用その他所要の措置を講ずる。</p> <p>3. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設</p> <p>(1) 居住者が、その者の居住のように供する家屋について一定の省エネ改修工事を行った場合において、その家屋を平成21年4月1日～平成22年12月31日までの間に、その者の居住のように供したときは、一定の要件の下で、その省エネ改修工事費用(省エネ改修工事と同時に設置する太陽光発電装置の設置費用を含む。)の額とその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(当該金額が200万円を超える場合には200万円とする。ただし、太陽光発電装置を設置する場合は、当該金額が300万円を超えるときは300万円とする。)の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除する。</p>	<p>※付録①参照</p> <p>※付録①参照</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔住宅税制（続）〕	<p>(注 1) 上記の「一定の省エネ改修工事」とは、①全ての居室の窓全部の改修工事又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事若しくは⑤太陽光発電装置設置工事※であって、その工事費用の額が 30 万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。</p> <p>※1. ①～④は、改修部位の省エネ性能がいずれも平成 11 年基準以上となるものに限る。</p> <p>※2. ⑤については一定のものに限る。</p> <p>(注 2) 一定の省エネ改修工事の証明は、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。</p> <p>(注 3) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、省エネ改修工事の改修部位ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額にその省エネ改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。</p> <p>(注 4) 平成 21 年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成 22 年分にはその適用を受けることはできない。</p> <p>(注 5) その年分の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合には適用しない。</p> <p>(2) 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合において、その家屋を平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、そのバリアフリー改修工事費用の額とそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(その金額が 200 万円を超える場合には200 万円とする。)の 10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除する。</p> <p>(注 1) 上記の「一定の居住者」とは、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 50 歳以上の者</p> <p>② 介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者</p> <p>③ 障害者である者</p> <p>④ 居住者の親族のうち上記②若しくは③に該当する者又は 65 歳以上の者のいずれかと同居している者</p> <p>(注 2) 上記の「一定のバリアフリー改修工事」とは、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手摺の設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え又は床表面の滑り止め化を行う工事であって、その工事費用の額(補助金等をもって充てる部分を除く。)が 30 万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。</p> <p>(注 3) 一定のバリアフリー改修工事の証明は、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。</p> <p>(注 4) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、バリアフリー改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額にそのバリアフリー改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。</p> <p>(注 5) 平成 21 年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成 22 年には適用を受けることはできない。ただし、平成 22 年において要介護状態区分等が 3 段階以上上昇した場合には、この限りでない。</p>	※付録①参照

税 目	内 容	細 目	適用時期
所得税・個人住民税	〔住宅税制（続）〕	<p>(注6)その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用しない。</p> <p>(3) 同一年中に上記(1)及び(2)の改修工事を行い、その者の居住の用に供した場合におけるその年分の所得税額から控除する金額は、上記(1)及び(2)により計算した金額の合計額(その合計額が20万円を超える場合には20万円とする。ただし、太陽光発電装置を設置する場合は、30万円とする。)</p> <p>(4) 上記(1)から(3)までの税額控除は、確定申告書にその控除に関する明細書、それぞれの改修工事に該当する旨を証する書類及び登記事項証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用するものとする。</p> <p>(5) 上記(1)から(3)までの税額控除は、上記1.の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び下記4.の特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用を受ける場合には適用しない。</p> <p>4. 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 適用期限を5年延長するとともに、期限延長に伴う所要の措置を講ずる。</p> <p>5. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 次の措置を講じたうえ、適用期限を5年延長する。 (1) 地方公共団体が作成する耐震改修計画において、補助対象が耐震診断のみの場合も含めるほか、補助金額の下限を撤廃することにより、適用対象区域を拡大する。 (2) 税額控除の対象となる金額について、住宅耐震改修に要した費用の額とその住宅耐震改修に係る標準的な工事費用相当額とのいずれか少ない金額とする。</p> <p>(注1)住宅耐震改修工事の証明は、地方公共団体の長、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。 (注2)上記の「標準的な工事費用相当額」とは、住宅耐震改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に、その住宅耐震改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。</p> <p>6. 住宅借入金等を有する場合の住民税額の特別控除 (1) 平成21年分以後の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用がある者(平成21年～平成25年までに入居した者に限る。)のうち、その年分の住宅借入金等特別控除額からその年分の所得税額(住宅借入金等特別控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、その残額に相当する額(その年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高9.75万円)を限度とする。)を減額する。 (2) 給与支払報告書等について必要な改正を行い、市町村に対する申告は不要とする。 (3) 税源移譲に伴う住宅借入金等特別控除についても、平成22年度分以降上記同様の仕組みのもとで申告を要しない制度とする。</p>	平成21年1月1日以後に行う住宅耐震改修につき適用

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔土地税制〕	<p>1. 土地等の長期譲渡所得の 1,000 万円特別控除制度の創設 (国税及び地方税) 個人が、平成 21 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中のその譲渡に係る譲渡所得の金額から 1,000 万円(その譲渡所得の金額が 1,000 万円に満たない場合には、その譲渡所得の金額)を控除する。</p> <p>2. 土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設 個人事業者が、平成 21 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に、国内にある土地等の取得等をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、この特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後 10 年以内に、その事業者の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行して取得した土地等について、他の土地等の譲渡益の 80%※相当額を限度として課税の繰り延べ措置の適用が受けられる。 ※ 先行して取得をした土地等が平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日までの期間内にされたものである場合には 60% (注 1) 土地等が棚卸資産である場合には、本特例の対象にはならない。 (注 2) 個人事業者の所有する土地等が事業用資産でない場合には、本特例の対象にはならない。</p> <p>3. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 長期所有土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を 3 年延長する。</p> <p>4. 優良住宅等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 適用対象となる譲渡の範囲を見直したうえ、その適用期限を 5 年延長する。</p> <p>5. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を 3 年延長するなど所要の措置を講ずる。</p> <p>6. 土地重課制度の適用停止措置の期限の延長 短期所有土地等の譲渡等をした場合の土地等に係る事業所得等の課税の特例制度について、適用停止措置の期限を 5 年延長する。</p>	<p>※付録②参照</p> <p>※付録②参照</p>
	II. 金融・証券税制	<p>1. 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し 平成 21 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を 10%軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)とする。</p> <p>2. 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の延長 (1) 平成 21 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日までの間に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率(特別徴収税率)に対する 10%軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例を 1 年延長する。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期															
所得税・個人住民税	Ⅱ. 金融・証券税制 (続)	<p>3. 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長</p> <p>(1) 平成 21 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率(特別徴収税率)に対する10%軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例を1年延長する。</p> <p>4. 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設</p> <p>(1) 金融所得課税の一体化の取組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率が廃止され 20%本則税率が実現する際に、以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。</p> <p>① 居住者等(満 20 歳以上の者に限る)は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。</p> <p>② 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年以内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座(1年につき1口座に限る)で、その口座を開設した日からその年 12 月 31 日までに取得をする上場株式等(その取得対価の額の合計額が 100 万円に達するまでのものに限る)のみを受け入れることとされているものをいう。</p> <p>③ 非課税口座においてその口座を開設した日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税及び住民税を課さない。</p> <p>(2) 今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について更に検討を進め、平成 22 年度改正において法制上の措置を講ずる。</p> <p>(3) 金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一本化について、引き続き検討を行う。</p> <p>5. 確定拠出年金制度</p> <p>(1) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出(いわゆるマッチング拠出)の掛金は、その全額を所得控除の対象とする。</p> <p>(2) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる(いずれも月額)。</p> <table border="0" data-bbox="892 1706 1543 1944"> <tr> <td>① 企業型</td> <td>(現 行)</td> <td>(改正案)</td> </tr> <tr> <td>イ 他に企業年金がない場合</td> <td>4. 6万円</td> <td>5. 1万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 他に企業年金がある場合</td> <td>2. 3万円</td> <td>2. 55万円</td> </tr> <tr> <td>② 個人型</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 企業年金がない場合</td> <td>1. 8万円</td> <td>2. 3万円</td> </tr> </table> <p>6. 生命保険料控除の改組</p> <p>生命保険料控除制度を以下のように改組する。</p> <p>(1) 所得税</p> <p>① 生命保険契約等のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、現行の一般生命保険料控除と別枠で4万円の所得控除(介護医療保険料控除)を創設する。</p> <p>② 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ4万円(現行:5万円)とする。</p>	① 企業型	(現 行)	(改正案)	イ 他に企業年金がない場合	4. 6万円	5. 1万円	ロ 他に企業年金がある場合	2. 3万円	2. 55万円	② 個人型			・ 企業年金がない場合	1. 8万円	2. 3万円	<p>※付録③参照</p> <p>平成 24 年分以後の所得税につき適用。今後保険会社等におけるシステム改修の必要性、契約</p>
① 企業型	(現 行)	(改正案)																
イ 他に企業年金がない場合	4. 6万円	5. 1万円																
ロ 他に企業年金がある場合	2. 3万円	2. 55万円																
② 個人型																		
・ 企業年金がない場合	1. 8万円	2. 3万円																

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期																				
所得税・個人住民税	II. 金融・証券税制 (続)	<p>③ 上記①及び②の各保険料控除の控除額の計算は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000万円以下</td> <td>(A)の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超 40,000円以下</td> <td>(A)×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 80,000円以下</td> <td>(A)×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律 40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 生命保険契約等の主契約又は特約の保障内容に応じ、その契約に係る保険料等を各保険料控除に適用する。</p> <p>⑤ 上記の新制度については、新制度の施行日以後に締結した生命保険契約等について適用し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度を適用する。 この場合において、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は12万円とする。</p> <p>(2) 個人住民税</p> <p>① 生命保険契約等のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、現行の一般生命保険料控除と別枠で2万8千円の所得控除(介護医療保険料控除)を創設する。</p> <p>② 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ2万8千円(現行:3万5千円)とする。</p> <p>③ 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の適用がある場合における合計適用限度額は7万円とする。</p> <p>④ 上記①及び②の各保険料控除の控除額の計算は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000万円以下</td> <td>(A)の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>(A)×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>(A)×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 生命保険契約等の主契約又は特約の保障内容に応じ、その契約に係る保険料等を各保険料控除に適用する。</p> <p>⑥ 上記の新制度については、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等について適用し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度を適用する。 この場合において、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は7万円とする。</p>	年間の支払保険料等(A)	控除額	20,000万円以下	(A)の全額	20,000円超 40,000円以下	(A)×1/2+10,000円	40,000円超 80,000円以下	(A)×1/4+20,000円	80,000円超	一律 40,000円	年間の支払保険料等(A)	控除額	12,000万円以下	(A)の全額	12,000円超 32,000円以下	(A)×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	(A)×1/4+14,000円	56,000円超	一律 28,000円	<p>内容の見直し等の場合の取扱い、各保険商品の保険料控除の適用関係等、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。</p> <p>新制度は、平成25年度分以後の個人住民税につき適用する。 今後、保険会社等におけるシステム改修の必要性、契約内容の見直し等の場合の取扱い、各保険商品の保険料控除の適用関係等、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。</p>
	年間の支払保険料等(A)	控除額																					
20,000万円以下	(A)の全額																						
20,000円超 40,000円以下	(A)×1/2+10,000円																						
40,000円超 80,000円以下	(A)×1/4+20,000円																						
80,000円超	一律 40,000円																						
年間の支払保険料等(A)	控除額																						
12,000万円以下	(A)の全額																						
12,000円超 32,000円以下	(A)×1/2+6,000円																						
32,000円超 56,000円以下	(A)×1/4+14,000円																						
56,000円超	一律 28,000円																						
	III. 円滑・適正な納税のための環境整備	<p>1. 電子証明書等特別控除の延長 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税の特別控除制度(いわゆる5,000円控除)の適用期限を2年延長する。</p> <p>2. 税務手続の電子化促進措置 所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用し行う場合において、一定の要件の下、税務署への提出又は提示を省略できる第三者作成書類の範囲に次の書類を追加する。</p> <p>(1) 上場株式配当等の支払通知書 (2) オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書 (3) 配当等とみなされる金額の支払通知書</p>	<p>平成21年1月5日以後に、平成21年分の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用し行う場合につき適用する。</p>																				

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	IV. その他の政策税制等	<p>1. 寄附金控除 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限を5年延長する。</p> <p>2. 定額給付金の非課税措置 「生活対策」(平成20年10月30日決定)において実施することとされた「定額給付金」については、所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p>3. 棚卸資産の評価方法 棚卸資産の評価について、所要の経過措置を講じたうえ、選定できる評価方法から後入先出法及び単純平均法を除外する。</p>	
法人税	I. 住宅・土地税制	<p>1. 土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設 法人が、平成21年1月1日～平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中のその譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円(その譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、その譲渡所得の金額)を控除する。</p> <p>2. 土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設 事業者が、平成21年1月1日～平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得等をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、この特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行して取得した土地等について、他の土地等の譲渡益の80%※相当額を限度として課税の繰り延べ措置の適用が受けられる。 ※ 先行して取得をした土地等が平成22年1月1日～平成22年12月31日までの期間内にされたものである場合には60% (注)土地等が棚卸資産である場合には、本特例の対象にはならない。</p> <p>3. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 長期所有土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を3年延長する。</p> <p>4. 土地重課制度の停止措置 法人の土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度について、次の措置を講ずる。 (1) 適用停止措置の期限を5年延長する。 (2) 一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置から一定の譲渡を除外したうえ、適用除外措置の期限を5年延長する。</p>	<p>※付録②参照</p> <p>※付録②参照</p>
	II. 成長力の強化・経済の活性化	<p>1. 省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置 (1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 平成21年4月1日～平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等は、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとする。 なお、この改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限を2年延長する。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法 人 税	II. 成長力の強化・経済の活性化（続）	<p>(2) 資源生産性革新設備等の特別償却制度 産業活力再生特別措置法の改正に伴い、同法の改正法の施行の日から平成24年3月31日までの間において、認定資源生産性革新計画(仮称)又は認定資源制約対応製品精算設備導入計画(仮称)に記載された資源生産性革新設備等(仮称)又は資源制約対応製品生産設備(仮称)の取得等をした場合には、これらの設備等については、取得価額の30%相当額(建物等については、15%相当額)の特別償却ができることとする。</p> <p>なお、産業活力再生特別措置法の改正法の施行日から平成23年3月31日までの間に取得等をしたものについては、上記(1)のエネルギー需給構造改革推進投資促進税制と同様に、普通償却限度額との合計額で取得価額まで特別償却ができることとする。</p>	
	III. 中小企業対策	<p>1. 中小企業に対する軽減税率の時限的引き下げ 中小法人等(注)の平成21年4月1日～平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%(現行22%)に引き下げる。</p> <p>(注) 中小法人等とは次の法人をいう。 ① 普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社等を除く。) ② 公益法人等、協同組合等、人格のない社団等</p> <p>2. 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活 上記1. に掲げる中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。</p> <p>3. 中小企業等基盤強化税制の延長 中小企業基盤強化税制の適用期限を2年延長する。</p>	
	IV. 国際課税	<p>1. 外国子会社配当益金不算入制度の創設 (1) 間接外国税額控除制度は、所要の経過措置を講じたうえで、廃止することとし、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととする制度を創設する。 (注1) 外国子会社とは、内国法人が外国法人の発行済株式等の25%以上の株式等を、配当等の支払義務が確定する日前6月以上引き続き直接に有している場合のその外国法人をいう(尚書は省略)。 (注2) 本制度の適用については、確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細を記載するとともに、一定の書類の保存を要することとする。</p> <p>(2) 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額につき、益金の額に算入しないこととする場合には、その配当等に係る費用に相当する金額として、その配当等の額の5%に相当する金額を、益金の額に算入しないこととされる配当等の額から控除する。 また、その配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないこととするとともに、外国税額控除の対象としないこととする。</p>	<p>内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用する。</p> <p>内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用する。</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法 人 税	IV. 国際課税 (続)	<p>2. 外国税額控除制度 外国税額控除制度について、間接外国税額控除制度を廃止する(再掲)ほか、所要の措置を講ずる(詳細は省略)。</p> <p>3. 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 いわゆる外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)等について一定の措置を講ずる(内容は省略)。</p>	
	V. その他の政策税制	<p>1. 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却等 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の償却限度額を、情報基盤強化設備等の普通償却費の額と、その取得価額の100分の35に相当する金額との合計額とする。</p> <p>2. 医療用機器等の特別償却制度 適用対象資産に新型インフルエンザに対応するための簡易陰圧装置を加える等(一般の医療機器については高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のものに限定する他)一定の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>3. 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 → 適用期限を2年延長する。</p> <p>4. 事業所内託児施設等の割増償却制度 → 適用期限を2年延長する。</p> <p>5. 優良賃貸住宅の割増償却制度 高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置について割増償却率の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>6. 貸倒引当金の繰入限度額の特例措置 公益法人又は協同組合等の貸倒引当金の特例における繰入限度額の16%割増措置の適用期限を2年延長する。</p>	
	VI. その他	<p>1. 企業再生関係税制等に関する見直し</p> <p>(1) 企業再生関係税制の拡充</p> <p>① 資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除の対象となる一定の債務処理に関する計画に係る要件について、次のとおり見直しを行う。</p> <p>イ. 株式会社地域力再生機構が関与した私的整理を適用対象に加える。</p> <p>ロ. 2以上の金融機関等の債務免除要件について、一方の債務免除の当事者に地方公共団体を追加する。</p> <p>ハ. 債務免除要件について、自己に対する債権の現物出資を受ける場合についても債務免除があった場合と同様の取扱いとする。</p> <p>ニ. 専門家関与要件について、中小企業再生の場合には、関与すべき専門家の人数の最低限度を2人とする。</p> <p>② 評価損益の計上対象となる資産について、中小規模再生(有利子負債の額が10億円未満である企業再生)の場合には、資産評価差額の最低限度額を100万円とする。</p> <p>(2) 評価損の計上対象となる資産の範囲に債権を追加する。</p> <p>(3) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額について、一定の企業再生事由が生じた場合には、繰越控除制度の適用を終了し、控除未済額を還付することとする。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法 人 税	VI. その他（続）	<p>2. 棚卸資産の評価方法 棚卸資産の評価について、所要の経過措置を講じたうえ、選定できる評価方法から後入先出法及び単純平均法を除外する。（再掲）</p> <p>3. 役員給与 事前確定届出給与に係る届出について、その役員の前期の給与及び他の役員の給与の記載を省略する。</p>	
相 続 税 ・ 贈 与 税	I. 中小企業対策	<p>1. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度</p> <p>(1) 制度の概要 経営承継相続人(注 1)が、相続等により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(第12条第1項第1号)に基づき経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の議決権株式等を取得した場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、その議決権株式等(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例適用株式等」という。)に係る課税価格の80%に対応する相続税額についてはその経営承継相続人の死亡等の日までその納税を猶予する。 (注 1) 経営承継相続人とは、中小企業における経営の承継に関する法律の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一定の非上場会社の後継者をいう。 (注 2) 経営承継相続人は、経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)内は毎年、その後の3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。</p> <p>(2) 猶予税額の計算 ① 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、各相続人の相続税額を算出する(経営承継相続人以外の相続税額は、この額となる。)。 ② 経営承継相続人以外の取得財産は不変としたうえで、経営承継相続人が、特例適用株式等(100%)のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額と、特例適用株式等(20%)のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額の差額を、経営承継相続人の猶予税額とする。 ∴ ①により算出した経営承継相続人の相続税額から、②の猶予税額を控除した額が経営承継相続人の納付税額となります。</p> <p>(3) 猶予税額の免除 次に掲げる場合にはそれぞれ次に掲げる猶予税額の納付を免除する。 ① 経営承継相続人が特例適用株式等を死亡の時まで保有し続けた場合 → 猶予税額の全額 ② 経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)経過後において次の事由が発生した場合 イ. 特例適用株式等に係る会社について、破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったとき → 猶予税額の全額 ロ. 次の後継者へ特例適用株式等を贈与した場合において、その特例適用株式等について贈与税の納税猶予制度(後述)の適用を受けるとき → その適用を受ける特例適用株式等に係る相続税の猶予税額 ハ. 同族関係者以外の者へ保有する特例適用株式等を一括して譲渡した場合において、その譲渡対価又は譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るとき → その差額分の猶予税額</p>	<p>※付録④参照</p> <p>○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日(平成20年10月1日)以後の相続等について適用を可能とする。</p> <p>○平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続に係る被相続人の遺産に非上場会社の株式等が含まれており、かつ、その被相続人がその非上場会社の代表者であった場合には、その被相続人に係る相続税の申告書の提出期限を平成22年2月1日まで延長する。</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
相続税・贈与税	I. 中小企業対策 (続)	<p>(注) 租税回避行為に対応するため、上記イ、ハの場合において免除するとされる額のうち、過去5年間経営承継相続人及び生計を一にする者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額は免除しない。</p> <p>(4) 猶予税額の納付 次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる猶予税額を納付しなければならない。</p> <p>① 経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)内に、経営承継相続人が代表者でなくなる等、その認定の取消事由に該当する事実が生じた場合 → 猶予税額の全額</p> <p>② ①の期間経過後において、特例適用株式等の譲渡等をした場合 → 特例適用株式等の総数に対する譲渡等をした特例適用株式等の割合に応じた猶予税額</p> <p>(5) 利子税の納付 上記(4)により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、相続税の法定申告期限からの利子税(年3.6%※)を併せて納付する。 ※ 特例により2.2%に軽減(日銀の基準割引率0.5%の場合)</p> <p>(6) 担保の提供 相続税の納税猶予の適用を受けるためには、原則として、特例適用株式等のすべてを担保に供さなければならない。</p> <p>(7) その他</p> <p>① 租税回避行為への対応 イ. 資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を特定資産及び総資産の額に加算する。 ロ. 相続開始前3年以内に経営承継相続人の同族関係者からの現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社に係る株式等については、本特例を適用しない。 ハ. 上記のほか、経営承継相続人等の相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為に対応するための措置を講ずる。</p> <p>② 他の特例との適用関係 相続税の納税猶予の適用を受ける場合も、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を認める。</p> <p>③ 現行の特例の廃止等 イ. 特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例(以下「10%減額特例」という。)は、平成21年3月31日をもって廃止する。 なお、平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等については以下による。 (a) 10%減額特例の適用要件を満たしている場合には、10%減額特例を適用する。 (b) 後継者が平成22年3月31日までに相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした場合には、その後継者については、10%減額特例に代えて相続税の納税猶予を適用する。 ロ. 特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例は、イ(b)と同様の措置を講じたうえ、廃止する。</p> <p>④ その他所要の措置を講ずる。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
相続税・贈与税	I. 中小企業対策 (続)	2. 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度 (1) 制度の概要 後継者が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく経済産業大臣の認定を受けた非上場会社を営んでいた親族から、贈与によりその保有株式等の全部(贈与前から既に承継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「猶予対象株式等」という。)を取得した場合には、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予する。 (2) 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予と同様とする。 (3) 贈与者の死亡時には、引き続き保有する猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。 その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。 (4) その他所要の措置を講ずる。	※付録④参照
	II. 農業承継対策	1. 農地に係る相続税の納税猶予等の見直し (1) 市街化区域外の農地 ① 農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた農地を適用対象とする。 ② 20年間の営農継続により猶予税額が免除される措置を廃止する。 ③ 猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により営農継続が困難となった場合には、農地の貸付け(営農の廃止)をしたときについても、納税猶予の継続を認める。 ④ 災害・疾病等のやむを得ない事情のため一時的に営農できない場合についても、営農継続しているものとする取扱いを明確化する。 ⑤ 納税猶予者が、特例適用農地を譲渡等した場合に納付する猶予税額に係る利子税については、税率を年3.6%(現行年6.6%)(注)に引き下げる。 (注)年3.6%の税率は、特例により年2.2%となる(日本銀行の基準割引率年0.5%の場合)。 ⑥ 【略】 (2) 市街化区域内の農地 上記(1)③～⑤までの措置を講ずる。 (3) 納税猶予の取消事由となる「耕作の放棄」について、該当要件の見直しを行う。 (4) その他贈与税の納税猶予等について、所要の見直しを行う。	農地法等の一部を改正する法律(仮称)の施行日以後の相続若しくは贈与について適用する。ただし、既に農地に係る相続税の納税猶予の適用を受けている者は、(1)③～⑥までを適用する。なお、(1)①の適用を受けた場合には、これに加えて(1)②及び(3)を適用する。
その他の国税	I. 登録免許税	1. 住宅用家屋の所有権保存登記等に係る軽減措置 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。 2. 土地の売買による所有権の移転登記等に対する軽減措置 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率軽減措置について、次のとおり、平成21年4月1日以後に引き上げることとされていた税率を2年間据え置き、平成23年4月1日から段階的に引き上げることとする。 (1) 土地の売買による所有権の移転登記(現行10/1,000) ① h21.4/1～h23.3/31 …… 10/1,000 ② h23.4/1～h24.3/31 …… 13/1,000 ③ h24.4/1～h25.3/31 …… 15/1,000 (2) 土地の所有権の信託の登記 【略】	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
その 他 の 国 税	I. 登録免許税(続)	<p>3. 信用保証協会の抵当権の設定登記等に対する軽減措置 信用保証協会の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>4. 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する軽減措置 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直したうえ、その適用期限を3年延長する。 (1) 所有権の移転登記(現行8/1,000) ① h21.4/1~h23.3/31 … 8/1,000 ② h23.4/1~h24.3/31 … 13/1,000 (2) 地上権の移転登記 (3) 先取特権等の移転登記 (4) 所有権の移転の仮登記等 (5) 地上権の移転の仮登記等 } 【略】</p> <p>5. 登録免許税額の特別控除制度 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度について、適用対象となる建物の所有権の保存登記を、その表題登記も電子情報処理組織を使用して申請されたものとしたうえ、その適用期限を平成23年3月31日まで延長する。</p>	
	II. 印紙税	<p>1. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る特例税率 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。</p>	
地 方 税	I. 不動産取得税	<p>1. 住宅及び住宅用地の取得に係る税率の特例措置 住宅及び住宅用地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>2. 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p>	
	II. 固定資産税	<p>1. 土地に係る負担調整措置 平成21年度から平成23年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとする。 (1) 宅地等 平成21年度評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。 また、平成16年度から講じられている商業地等に係る地方公共団体の条例による減額制度を継続するとともに、商業地等及び住宅用地について、地方公共団体の条例に定めるところにより税額の上昇を抑制できる制度を創設する。 【以下、詳細は略します。】 (2) 農地 ① 一般農地及び一般市街化区域農地については、現行と同様の負担調整措置を継続する。 ② 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとする。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
検 討 事 項		<p>1. 経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を推し進める。</p> <p>なお、環境税については、税制抜本改革に関する論議の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p> <p>2. 少子・長寿化が急速に進展し、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体の意識改革や働き方の見直し、さらには歳出面における取組みと合わせて、税制面においても少子化対策を支援していくことが重要な課題となっている。</p> <p>扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源確保について、税制抜本改革の中で検討する。</p> <p>3. 要援護高齢者等の介護費用に係る税制上の措置については、介護保険の実施状況や介護保険制度改革に向けた検討状況を勘案しつつ、税制抜本改革における特別な人的控除の見直しとの関係等も踏まえ、具体的な検討を行う。</p> <p>4. 企業年金、確定拠出年金等に係る税制については、年金制度改革の議論等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金等における拠出の実態、各制度間のバランス及び公的年金との関連、ポータビリティ拡充に向けた環境整備の必要性、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、拠出・運用・給付段階を通じた課税のあり方についての抜本的な見直しを行う。</p> <p>この見直しと併せて、個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行う。</p> <p>5. 納税者番号制度は、的確な所得把握を通じて適正・公平な課税の実現に資するものであるが、今後、税制を国民の利便性に配慮して柔軟に設計していく上でも必要不可欠であり、行政効率化に資する意義も大きい。</p> <p>したがって、納税者番号制度については、今後の税制や社会保障のあり方の議論と併せて、現行の住民票コードや、いわゆる社会保障番号との関係の整理等を含め、具体的かつ深度ある議論を関係団体・関係省庁が連携して実施し、国民の理解を得て、早期かつ円滑な導入を目指すべきである。</p> <p>このため、今後、与党内に納税者番号制度に関する検討会を立ち上げ、制度の導入に向けて精力的に議論を行うこととする。</p> <p>6. 小規模企業共済制度及び中小企業退職金共済制度の加入者の見直しについては、今後、各制度における加入対象者の範囲の見直しが行われる際には、新規加入者の制度上の位置付け等を勘案し、その掛金等の税制上の取扱いについて措置する。</p> <p>7. 市街化区域農地(生産緑地を含む。)については、都市計画制度等の見直しの中で、農地に係る制度上の位置付けや保全・利用のあり方の検討を行い、それを踏まえ、相続税の納税猶予のあり方について必要な見直しを検討する。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
検 討 事 項		<p>また、林業採算性の悪化と施業意欲の減退、世代交代による山林所有者の細分化等、林業経営の継続を確保するための課題を解決することは、森林資源の循環利用のほか、地球温暖化防止など森林の公益的機能の発揮の観点からも重要であり、こうした観点を踏まえ、林業経営の継続を確保するための枠組みを総合的に検討する。その際、山林に関する相続税についても、林業経営の継続に及ぼす税負担の影響等を検証した上で、そのあり方を検討する。</p> <p>なお、信託を利用した事業承継については、平成 21 年度中に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」において株式と実質的に同一視できる信託受益権の範囲を法令上明確にした上で、納税猶予制度の適用に係る検討を行う。</p> <p>8. 試験研究等を目的とする独立行政法人を指定寄附の対象とする措置については、その事業実態を見極めつつ、対象となる法人の範囲等について、平成 22 年度税制改正に向けて具体的に検討する。</p> <p>9. 郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、民営化委員会における3年ごとの見直しに当たり、郵政民営化に係る新会社の経営状況を勘案し、引き続き所要の検討を行う。</p> <p>10. 消費税の見直しを含む今後の税制抜本改革時に、揮発油税、地方道路税及び石油ガス税と消費税との併課に係る税負担調整の問題の解決を図る。</p> <p>11. 石油販売業の厳しい経営環境等にかんがみ、揮発油税及び地方道路税相当額の貸倒れリスクについて、流通構造全体での対応や税負担のあり方等に関し、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>12. 近年、国際条約の発効や国民の健康増進の観点から、たばこ消費を積極的に抑制すべきとの指摘も出てくるなど、たばこをめぐる環境は変化しつつある。このような指摘は、財政物資というたばこの基本的性格に係わるものであることから、たばこに関するあらゆる健康増進策を総合的に検討した結果を受けて、たばこ税等のあり方について、必要に応じ検討する。</p> <p>なお、将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響を勘案しつつ、税率と小売価格との関係を弾力的に考える。</p> <p>13. 酒税のあり方については、税制の中立性・公平性・国際性の観点や財政状況等を踏まえ、酒類間の税率格差を縮小する方向で、税制抜本改革も念頭に置きつつ、引き続き検討する。</p> <p>14. 現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する。</p> <p>15. 公益法人制度改革に対応する税制上の措置については、新制度施行後の実態を見極めつつ、必要な見直しを引き続き検討する。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
検 討 事 項		<p>また、特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する施設に係る固定資産税及び都市計画税について、引き続き、移行状況や施設の実態等を把握したうえで、これまで一定の用途に供する施設に対して非課税措置が講じられてきた経緯を踏まえながら、平成 25 年度までの間にできるだけ速やかに必要な検討を行い、適切な措置を講ずる。</p> <p>16. 金融危機の中、世界的に開発資金の確保が一層困難になることが予想される一方、途上国支援のための資金の需要は依然として大きい。こうした状況を踏まえ、また地球温暖化対策の一環として、国際社会が共同して途上国を支援するための税制上のあり方について、国際的な議論の動向、経済や金融に与える影響、目的税としての妥当性、実務上の執行可能性等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p> <p>17. 寄附金税制、登録免許税、印紙税のあり方を総合的に検討する。</p>	